

# 南越前町農業者労働災害共済について



農業者労働災害共済は、農機具等によって町内で農作業中に生じた負傷、疾病(農作業と因果関係があると認められたもの)、障害、死亡等の人身事故を受けた方を救済する制度です。制度加入者とその家族および加入者を作業主とする雇用労働者に適用されます。

## (1) 加入作物等および共済掛金

加入作物等	共済掛金
水稻、転作田	50円/10a
梅、水仙、普通畑	50円/10a
つるし柿	500円(一律)
家畜	20円/1頭
均等割	1農家 500円

## (2) 共済金について

給付基礎日額 4,000円

(満18歳未満で就学中の者および満70歳以上の者は2分の1)

- ①医療共済金(医療に要した経費)
- ②休業共済金(事故で仕事ができず収入が絶たれた時(満18歳未満で就学中の者を除く))
- ③障害共済金(負傷が治癒したとき、なお身体に障害が残った場合)
- ④遺族共済金(一時金として遺族に給付)
- ⑤葬祭料(遺族または葬祭を行う者に給付)

## (3) 共済責任期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## (4) 加入申込期限

3月23日(金)

## (5) 加入申込方法

共済加入申込書をご提出ください。

新規の方は、口座振替依頼書も併せてご提出ください。

(継続の方でも口座を変更する場合は、口座振替依頼書をご提出ください。)

※事故があった場合は、すみやかにご連絡ください。

■問合せ 農林水産課 ☎ 47-8001  
今庄総合事務所 ☎ 45-1111  
河野総合事務所 ☎ 48-2111

平成  
30年度

# 交通災害共済の加入申込みについて

福井県市町交通災害共済は、県内16市町(福井市除く)が共同で行い、共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済に家族揃っての加入をお勧めします。

(1) 共済掛金 1人年額500円(中途加入の場合も同額) ※ 加入は1人1口

(2) 対象となる事故 日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷

(3) 共済期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日 (中途加入の場合は掛金納入の翌日から適用)

(4) 申込期限 3月28日(水)

(5) 加入方法 加入申込書を各家庭にお届けしますので、いずれかの窓口でお申し込みください。

①各区分 ②役場会計室または各総合事務所 ③県内福井銀行(10月末まで)

※事故に遭われた場合は、すみやかにご連絡ください。

■問合せ 総務課防災安全室 TEL 47-8016  
今庄総合事務所 ☎ 45-1111  
河野総合事務所 ☎ 48-2111

